

# 共済組合だより



天神祭

© 財団法人 大阪観光コンベンション協会

## 目次

- ◆ **被扶養者の特定健診は無料です!!** ..... 1
- ◆ 生活習慣を見直すと、家計も時間もお得 ..... 2
- ◆ 減量すると、検査値が改善する ..... 3
- ◆ 減量大成功-突撃インタビュー ..... 4
- ◆ 「お試し調剤」ご存知ですか-ジェネリック医薬品 ..... 5
- ◆ 国民年金第3号被保険者資格に関する届出をお忘れなく!! ..... 6
- ◆ 別居扶養の認定にかかる経済的援助の確認方法について ..... 7
- ◆ 短期給付のツボ!～災害見舞金～ ..... 8
- ◆ 医療費の助成を受けている方へ ..... 10
- ◆ 組合員証等の裏面の様式を変更します! ..... 11
- ◆ 保険診療で整骨院にかかる時 ..... 12
- ◆ インターネットを利用した年金見込額等の閲覧について ..... 13
- ◆ 特例による退職共済年金の支給について ..... 14
- ◆ 《短期給付財政安定化計画》を策定しました。 ..... 15
- ◆ 大阪市職員共済組合組合員名簿 ..... 17
- ◆ 健康トピックス 熱中症予防に水分補給を ..... 18

# 被扶養者の特定健診は無料です!!

特定健診は、**40～75歳となる被扶養者の方全員**に受けていただく、生活習慣病予防のための健診です。対象の方には、組合員を通して「特定健康診査受診券」を6月中旬にお送りしています。

契約機関の予約が満員等で、受けられなくなる場合もありますので、受診券が届いたら、特定健診を**早めに予約**しましょう。

## 対象者

平成23年4月1日から平成24年3月31日までに  
**40歳から75歳となる被扶養者 全員**

【ただし、75歳の誕生日以降は対象外】

※配偶者人間ドックの申込をされた方には、受診券はお送りしません。  
※受診券が届かない方は、当組合庶務係（TEL：06-6208-7597）までお問い合わせください。

メタボじゃなくても、必ず受けてください!



## 項目

診察等（問診・診察）、身体測定（身長・体重・腹囲・BMI）、血圧測定

血液検査 脂質（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）  
血糖（空腹時血糖またはHbA1c）  
肝機能（AST、ALT、 $\gamma$ -GT）

尿検査（尿糖・尿蛋白）

※その他、一定の条件の下、医師の判断等により貧血・心電図・眼底検査が追加されることがあります。

## 費用

**無料**

受けて安心！特定健診・特定保健指導



**毎年、健診を受けておくと、病気を未然に防ぐことができます！**

毎年健診を受け、検査値を見ていくと、正常値の範囲内でも、どの項目が悪化しているのか、すぐにわかります。

特定健診項目は、生活習慣を見直せば改善できるものも多く、病気になる前に予防することができます。

**病気の予防→将来の医療費の節約→快適な生活を送ることができます！**

健診を受けなかったり、異常値を放置したりすると、病気が悪化し、将来の医療費が多くかかるうえに、検査や療養にかかる時間も増え、やりたいことをあきらめなければならないようになる可能性があります。

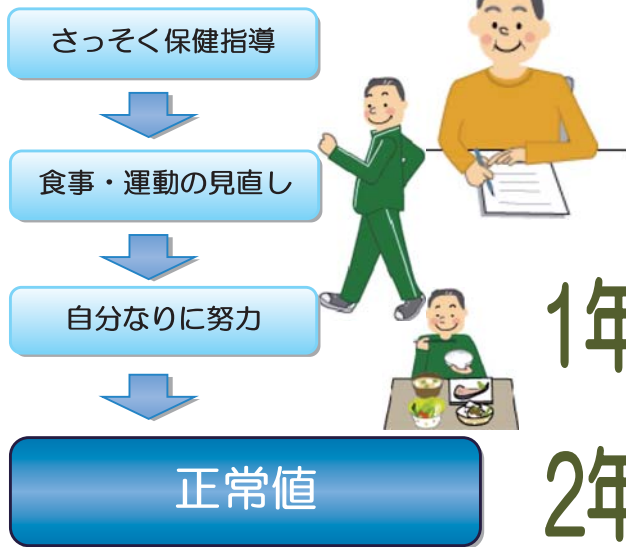
特定健診・特定保健指導を受けておけば、早めに対処でき、安心な生活を送ることができます。

# 生活習慣を見直すと、家計も時間もお得

毎年、定期健診や特定健診を受けていても、その後の対応次第で、将来かかる医療費は、大きく変わります。

同じ時期・年齢・性別・体格・検査値で脂質に関する健診項目で異常を指摘された A さん、B さんの例をご紹介します。

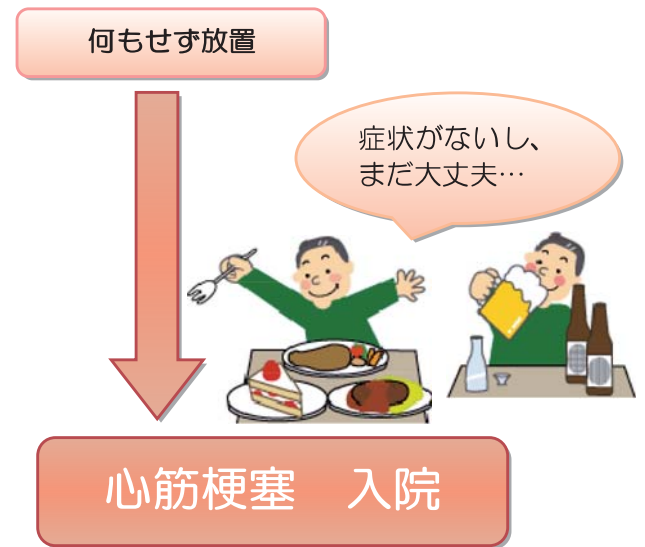
## Aさん



医療費 なし

合計 円

## Bさん



※初めて受診した月の医療費

初診料・深夜加算  
投薬・注射・処置  
手術（大動脈バルーンパンピング法等）  
検査・画像診断  
入院費（30日）・その他…

合計 約1,200万円

※高額療養費・附加給付の支給を受けると自己負担額（差額ベッド代・食事代等の保険適用外費用除く）はそれほど高くはありませんが、自己負担額を除いた残額は、みなさんが支払う共済掛金から負担することとなります。



毎年、健診を受けて、生活習慣を改善していけば、自分自身にも家族にとっても良いことであり、将来かかる医療費も少なく済みます。

今、忙しくて時間がない方も、病気が進行してから入院や検査にかかる時間や費用を考えて生活習慣を見直してみませんか。

# 減量すると、検査値が改善する

共済組合では、特定保健指導を利用して減量に取り組み、特定保健指導対象から外れた方々の成功の秘訣をご紹介します。特定保健指導の対象となる方について「体重が減ると、検査値は改善する」「体重が増えると、検査値は悪化する」ことを裏付けるデータがあります。

次の図は、大阪市職員共済組合の40歳以上の男性組合員4,056名のうち、BMIが25以上又は腹囲が85cm以上の方の1年後の体重の変化と検査値の変化をまとめたものです。

[BMI (体格指数) とは：体重 (kg) ÷身長 (m) ÷身長 (m) で表し、18未満がやせ、25以上が肥満]

例：  
 体重 80kg の方が 4kg やせると 5%減ったことになり、体重増減の割合は“5%以上減”を見ます。  
 体重 80kg の方が 2kg やせると 2.5%減ったことになり、体重増減の割合は“2%減”を見ます。

○:改善、▼:悪化

検査項目		体重増減の割合																				
		5%以上減		4%減		3%減		2%減		1%減		維持	1%増		2%増		3%増		4%増		5%以上増	
		平均の差	変化	平均の差	変化	平均の差	変化	平均の差	変化	平均の差	変化	平均値	平均の差	変化	平均の差	変化	平均の差	変化	平均の差	変化	平均の差	変化
体重	kg	-6.3	○	-5.0	○	-3.0	○	-2.2	○	-2.0	○	79.1	0.6	▼	2.5	▼	3.2	▼	2.4	▼	5.6	▼
BMI		-2.1	○	-1.3	○	-1.0	○	-0.7	○	-0.6	○	27.0	0.3	▼	0.8	▼	1.4	▼	1.1	▼	1.9	▼
腹囲	cm	-5.8	○	-3.9	○	-2.7	○	-1.6	○	-1.2	○	92.1	0.2	▼	1.7	▼	2.4	▼	2.6	▼	4.1	▼
収縮期血圧	mmHg	-4.5	○	-0.9	○	-3.2	○	-1.8	○	-0.9	○	128.2	0.9	▼	1.5	▼	3.8	▼	2.5	▼	2.9	▼
拡張期血圧	mmHg	-3.8	○	-0.4	○	-1.6	○	-1.7	○	-0.9	○	81.7	0.7	▼	1.3	▼	2.7	▼	2.3	▼	1.8	▼
中性脂肪	g/dl	-60.3	○	-28.5	○	-20.8	○	-16.4	○	-11.6	○	172.6	16.7	▼	14.2	▼	30.1	▼	27.4	▼	45.6	▼
HDLコレステロール	g/dl	5.4	○	3.2	○	2.9	○	2.2	○	2.0	○	53.0	0.8	○	-0.4	▼	-0.5	▼	-0.4	▼	-1.5	▼
LDLコレステロール	g/dl	-8.8	○	-6.6	○	0.3	▼	-1.9	○	-0.5	○	132.9	0.6	▼	0.3	▼	3.7	▼	3.4	▼	3.4	▼
GOT (AST)	I/U	-3.8	○	-1.7	○	-0.5	○	-1.6	○	-0.7	○	26.0	1.2	▼	2.2	▼	3.6	▼	2.2	▼	5.5	▼
GPT (ALT)	I/U	-10.2	○	-7.8	○	-4.4	○	-4.6	○	-3.1	○	33.4	1.3	▼	4.7	▼	7.5	▼	6.4	▼	11.7	▼
γ GTP	I/U	-18.8	○	-7.5	○	-3.4	○	-1.9	○	1.4	▼	65.5	7.7	▼	11.1	▼	16.6	▼	4.0	▼	12.1	▼
空腹時血糖	g/dl	-1.9	○	0.6	▼	0.8	▼	2.5	▼	0.2	▼	97.4	1.1	▼	0.4	▼	1.2	▼	6.7	▼	1.4	▼
HbA1c	%	-0.10	○	-0.01	○	0.02	▼	0.09	▼	0.05	▼	5.12	0.01	▼	0.03	▼	0.06	▼	0.10	▼	0.07	▼



少しの減量で  
多くの検査値が改善

5%以上減ると、  
検査値はより大きく  
改善しています。



少しの体重増加で  
多くの検査値が悪化

5%以上増えると、  
検査値はより大きく  
悪化しています。



血糖に関する検査値  
(空腹時血糖やHbA1c)  
を改善したい場合は、  
体重を5%以上減らす  
必要があります。

職場の定期健診で異常を指摘された方で、20歳代の頃より少し太ったかな?と思われる方は、ぜひ減量してみてください。少し減量するだけで、検査値が改善する場合があります。

※治療中の方が減量する場合は、主治医にご相談ください。

# 減量大成功ー突撃インタビューー



消防局 東成消防署  
長谷川 秀夫 さん  
43歳 男性

	平成 21 年度	平成 22 年度
体重	74.2	66.2
腹囲	90	81.6
収縮期血圧	146	126
拡張期血圧	92	73
中性脂肪	247	77
r - GTP	136	49

積極的支援



特定保健指導対象外

【取組のきっかけ】

\* (アスタリスク) がたくさんついていることや体重増加で体が重く感じていたこともあり、2回目の特定保健指導の通知を受けた時に自分の健康のため、と参加を決めました。

【がんばったこと】

☆食事：腹八分目を実行。普段の食事では家族がハンバーグや唐揚げ等のときも魚料理にするなど、自分でも料理して油ものを摂らないよう工夫しました。でも外食時は自由に食べて、自分自身の負担になりすぎないようにしています。アルコール類は好きで特に減らしていませんが、24時間勤務のため、週に2〜3日は休肝日です。

☆運動：以前からフィットネスは利用していたので、引き続き非番の日や休日にエアロビクス等の有酸素運動を多く取り入れながら継続。2時間位しっかりと運動しています。また、犬の散歩にも1時間くらいかけています。

【今後は…】

油断するとすぐに2kg位体重が増加してしまうので、気を抜かないで続けていきたい。

## ◆減量のポイント◆ 毎日体重計に乗る！

乗るのが嫌だと思う日でも必ず乗る。これが抑止力になっていると思います。



財政局税務部管理課  
審査監察グループ  
松浦 秀一 さん  
42歳 男性

	平成 21 年度	平成 22 年度
体重	67.5	65.4
腹囲	85	78.8
収縮期血圧	131	117
LDL コレステロール	106	98
空腹時血糖	111	98

積極的支援



特定保健指導対象外

【取組のきっかけ】

平成 20 年度、東京の自治大学校で4か月学ぶ間に、通勤もなく不規則な寮生活のため最大の体重に。翌年度の健診では外勤職場であるにも関わらず、定期健診で\*(アスタリスク)が3つも付いてショックを受け、特定保健指導を利用しました。

【がんばったこと】

通勤時の片道2駅分自転車→徒歩20分(往復40分)、自宅で筋トレも。

毎日欠かさなかったビール500ml+焼酎→赤ワインをコップ半分、焼酎はたまに飲む程度に。食事は腹八分目、ご飯の量は半分程度に。習っていた少林寺拳法(週2回2時間ずつ)継続。

【減量に取り組んで感じたこと】

初回保健指導で同じグループになった2人の方と「目標がんばってる?」と庁内で会うたびにお互い声をかけあったり、職場で「痩せる宣言」をしていたので、「だいぶやせましたね」と声をかけてもらえました。月1回、保健指導スタッフの方から取組や体重等の確認、面接等で励まされるのが良いプレッシャーで「次はもっと良い報告をしたい」とがんばることができました。

【今後は…】

平成 22 年度は健診以降、さらにベルトの穴1つ分痩せました。維持していこうと思います。

## ◆減量のポイント◆ 小さな目標でコツコツ!

高い目標を設定すると、スタートダッシュで息切れします。1cm・1kgと小さく減らす目標にすると、達成しやすく、もっと頑張りたくなり、減量に成功しました。

# 「お試し調剤」ご存知ですかージェネリック医薬品

長期間飲み続けなければならない慢性的な病気（高血圧症・脂質異常症・糖尿病・アレルギー疾患等）のお薬を使っている場合、先発医薬品（新薬）を比較的安価な後発医薬品（ジェネリック医薬品）に変更することで、薬剤にかかる自己負担が少なく済むことがあります。

しかし、長期間処方されている薬全てを、一度にジェネリック医薬品に変更することには抵抗がある方も多いのではないのでしょうか？

## 「お試し調剤」のススメ

「お試し調剤」で  
お願いできますか？



2008年4月から、**初めてジェネリック医薬品を利用する場合に限り**、定められた最初の数日～1・2週間だけジェネリック医薬品を試することができる「**お試し調剤**」という制度ができました。

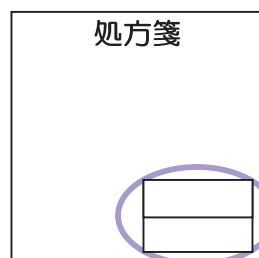
万一、体質に合わない等があっても、これまで使っていた先発医薬品に戻すこともでき、何もない場合は、そのままジェネリック医薬品を使うこともできます。

詳細は、主治医やかかりつけ薬局にご相談ください。

## 「お試し調剤」の利用方法

処方せんの「後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更不可」欄に医師の署名（サイン）がなければ、保険調剤薬局で「お試し調剤にしたい」と薬剤師に相談するだけです。

ここにサインがなければ、**保険調剤薬局でジェネリック医薬品に変更できます。**



後発医薬品（ジェネリック）への変更不可の場合、以下に署名

保険医署名

ジェネリック医薬品の利用方法等については、[大阪市職員共済組合ホームページ](http://www.city-osaka-kyosai.or.jp/)をご覧ください。



平成23年7～9月にかけて、現在お使いの医薬品をジェネリック医薬品に変更することで自己負担額が一定額以上下がる方を対象に、ご案内をお送りする予定です。

この機会に、ジェネリック医薬品のご利用について、ぜひご検討ください。

# 国民年金第3号被保険者資格に関する届出をお忘れなく!!

国民年金法では、全ての方が国民年金に加入することが義務付けられています。このうち、共済組合員に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（被扶養配偶者）は、国民年金第3号被保険者となります。

この第3号被保険者の加入及び住所変更等の手続きについては、ご本人から共済組合を經由して日本年金機構へ届出をしますが、被扶養配偶者でなくなり第1号被保険者※に該当することになったときは、ご本人が直接お住まいの市区町村の国民年金担当課へ行って、第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続きをしていただくかなくてはなりません。

この届出義務を知らなかった、若しくは忘れていたため変更手続きをせず、本来支払うべき国民年金保険料を支払っていない場合は、将来受給する年金が減額されたり、受給資格を得るのに必要な払込期間（25年）を満たさない場合は無年金となる可能性もあります。

第3号被保険者の保険料は自分で負担する必要はなく、共済組合が国民年金制度へ基礎年金拠出金としてまとめて払い込んでいます。すなわち、組合員全体で第3号被保険者の保険料を負担していることとなります。ですから第3号被保険者に該当する方、また第3号被保険者から第1号被保険者に変更があった方は、忘れないよう必ず届出をするようにしてください。

届出が必要な主な事例	届 出 先	提 出 書 類
配偶者を被扶養配偶者にするとき	当共済組合（扶養認定の手続きと同時に提出）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金第3号被保険者届</li> <li>・年金手帳の写し等（基礎年金番号がわかるもの）</li> <li>★事実発生日から30日を越えて届出をする場合は、別途必要な書類があります。</li> </ul>
被扶養配偶者が死亡したとき	当共済組合（扶養減員の手続きと同時に提出）	・国民年金第3号被保険者届
被扶養配偶者の住所を変更するとき	当共済組合	・国民年金被保険者住所変更届
被扶養配偶者の氏名・生年月日等を変更（訂正）するとき	当共済組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金第3号被保険者届</li> <li>・年金手帳</li> </ul>
配偶者が被扶養配偶者ではなくなったとき ○自営業やパートを始めた場合 ○離婚したとき、組合員が退職したとき等	お住まいの市区町村 （被扶養配偶者が就職して厚生年金や共済年金に加入した場合（3号⇒2号）を除く。）	お住まいの市区町村の国民年金担当課にお問い合わせください。
被扶養配偶者が就職して厚生年金や共済年金に加入したとき	勤務先の事業主が手続きを行います。	

## <参考：国民年金の被保険者の種類>

※ 第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業者・学生・フリーターなどで第2号被保険者、第3号被保険者に該当しない方
第2号被保険者	共済組合の組合員や厚生年金の被保険者（公務員、民間サラリーマン）
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

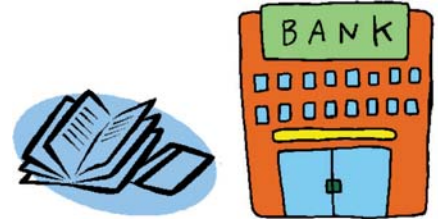
ご連絡

# 別居扶養の認定にかかる経済的援助の確認方法について



平成23年4月1日以降、別居扶養をする場合の認定申請の際には、経済的援助について、金融機関の振込票の写しや入金・送金記録のある預金通帳の写しなど、客観的に事実確認できる書類が必要です。

『手渡し証明書』での  
申請は認定できません！



すでに別居扶養で認定されており、手渡しで経済的援助を行っている組合員についても、必ず金融機関を介して送金する方法に変更してください。



金融機関の振込票の写しや入金・送金記録のある預金通帳の写しなどは、被扶養者にかかる確認調査を行う際に必要となりますので保管しておいてください。

◆ **当共済組合では、別居している方を被扶養者として認定する要件として、以下の事柄を確認しています。**

## 1 続柄

父母、祖父母、配偶者、子、孫、弟妹であること。

## 2 年間収入

130万円未満（障害年金受給者または60歳以上の公的年金受給者は年収180万円未満）であること。

## 3 組合員が生計維持の中心的役割を果たしていること

認定対象者1名につき最低必要額年間65万円以上、または認定対象者に年間65万円以上の収入がある場合は、その収入額を上回る額の経済的援助を行っていること。

※ただし、上記の基準を満たしていても、組合員の他にも扶養義務者がいる場合は、当該扶養義務者と認定対象者との同居別居の別、当該扶養義務者の収入や加入保険等の状況により認定できない場合もあります。



## こんな場合はどうなるの？

**Q1**

年金収入40万円で一人暮らしの母を被扶養者とする際に、弟（他の扶養義務者）が母に40万円を仕送りしていますが、私からの仕送りは80万円以上必要ですか。

**A1**

最低必要額年間65万円以上の仕送りがあれば結構です。  
組合員が母の主たる生計維持者として母の収入以上、なおかつ弟の仕送り額よりも多い金額を仕送りしていることが必要になります。（このケースでは、母の収入40万円と弟の仕送り額40万円を合算した80万円を仕送りする必要はありません。）

**Q2**

同じマンションの違う階に住んでいるのに、手渡しでなく送金に変更しなくてはならないのですか。

**A2**

変更してください。  
被扶養者にかかる医療費（7～9割）は全組合員の掛金（保険料）を財源として当共済組合が負担しているため、医療費が増えれば全組合員の掛金も増える事になりますので、被扶養者の認定に関しては、該当する組合員の利益だけでなく、全組合員が納得できる形で行う必要があります。

このため、当共済組合で事実確認をすることができない「手渡し」から客観的に確認できる「金融機関を介した送金」に経済的援助の方法を変更いただくことにより、事実確認を適切に行うこととしました。

シリーズ

vol.8

## 短期給付のツボ! ～災害見舞金～

組合員が水震火災その他の非常災害により住居または家財に損害を受けたときは、災害見舞金を支給します。（ただし、盗難は非常災害に含まれません。）

また、損害を受けた同一世帯に組合員が二人以上ある場合には、各組合員にそれぞれ災害見舞金を支給します。

### 【支給額】

**法定給付** 災害見舞金支給額 = 給料 ×  $\frac{\text{損害の程度に応じた月数 (0.5 \sim 3 \text{ヶ月})}}{100} \times 1.25$   
P 9 の表参照

**附加給付** 災害見舞金附加金支給額（注） = 災害見舞金支給額 × 6/10 ……ア  
または  
給料 × 1.25 × 50/100 ……イ



（注）法定給付が支給されるときはアの算式により支給額を決定し、法定給付が支給されない場合で、住居若しくは家財に1/5以上の損害を受けたときはイの算式により支給額を決定します。

### 【損害の程度の決定】

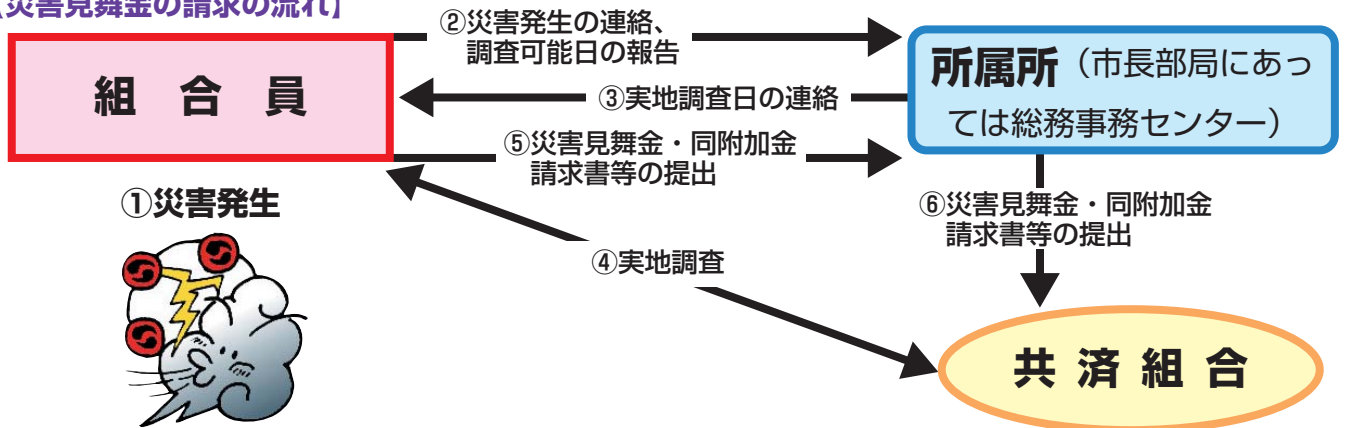
- ① 損害を受けた組合員の住居を当共済組合が実地調査し、住居及び家財の損害状況を確認します。
- ② 組合員が、住居及び家財の損害状況を申告します。
- ③ ①、②の内容を基に、損害の程度を決定します。

上記のとおり、当共済組合が実地調査をした上で損害の程度を決定する必要があるため、損害を受けた後損害箇所を修復したり、家財を処分した後に災害を受けた旨の報告があった場合は、損害を受けたかどうかの判断ができないため、災害見舞金の支給が出来ませんので、ご注意ください。

なお、住居と家財は別々に損害の程度を決定し、それに対応する下の表の月数を合算した数が、P 8の計算式の「損害の程度に応じた月数」となります。ただし、合算した数が3ヶ月を超える場合は「損害の程度に応じた月数」は3ヶ月となります。

また、組合員とその被扶養者が別居している場合、被扶養者の住居または家財は、組合員の住居または家財の一部として取り扱われます。

### 【災害見舞金の請求の流れ】



【表】

損 害 の 程 度	月 数
・住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。	3ヶ月
・住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
・住居及び家財の1/2以上が焼失し、又は滅失したとき。	2ヶ月
・住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
・住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。	1ヶ月
・住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
・住居及び家財の1/3以上が焼失し、又は滅失したとき。	0.5ヶ月
・住居又は家財の1/2以上が焼失し、又は滅失したとき。	
・住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	

- ※ 1 「焼失」は火災の場合、「滅失」は土砂崩れなどの場合、「同程度の損害」は震災や水害による被害を指しています。
- ※ 2 災害見舞金の対象となる「住居」とは、現に組合員が居住している住居をいい、持家や借家であるかは問いません。
- ※ 3 災害見舞金の対象となる「家財」とは、住居以外の社会生活上必要な一切の財産をいいますが、山林・田畑・宅地・貸家等の不動産や、現金・預貯金・有価証券等を含みません。

### ～注意!!～

実地調査や申告内容に基づき、当共済組合が1/5以上の被害がないと判断し、災害見舞金が支給されない場合もありますので、災害が発生した際は、災害発生前の住居や家財の内1/5以上の被害があるかどうかを判断した上で、所属所（市長部局にあっては総務事務センター）へ連絡してください。

# 医療費の助成を受けている方へ

当共済組合では、お住まいの自治体で発行される『医療費助成制度の医療証』をお持ちの方の情報を登録管理しています。『医療費助成制度の医療証』をお持ちの方は、当共済組合にご連絡ください。

## ● どんな医療費助成制度が連絡の対象になるの？ ●

各自治体で行っている次の医療費助成を受けている方は、当共済組合にご連絡ください。

- ・乳幼児医療費助成制度（こども医療助成制度）
- ・重度障害者医療費助成制度
- ・ひとり親家庭医療費助成制度
- ・小児ぜん息等医療費助成制度
- ・一部負担金相当額等一部助成制度
- ・その他、自治体で実施している医療費助成制度

## ● どうして共済組合に連絡しなくてはいけないの？ ●

当共済組合では、組合員や被扶養者の方が医療機関等を受診した際の窓口負担額が一定額を越えた場合、「高額療養費」や「附加給付」として還付金を支払っています。

還付金の額は、医療機関等からの請求明細書（レセプトといいます）に基づき算定していますが、レセプトには一部を除き、医療費助成の適用を受けているかどうかの記載がありません。このため、実際に支払った窓口負担額が、保険の基準（一般：3割負担、小学校就学前：2割負担、高齢：1割負担）どおりの金額なのか、医療費助成の適用を受けて軽減された金額なのかが当共済組合で判断できなくなっています。

医療費助成を受けている方からの連絡がない場合、保険の基準どおりの金額を窓口負担しているとみなして還付金を算定せざるを得ず、結果として、支払う必要の無い方にも還付金を支払ってしまうことになります。

当然、過剰にお支払いした還付金は、後ほど返還していただくこととなります。このような返還の手間や誤った還付を防ぐため、医療費助成を受けている方は必ず当共済組合にご連絡ください。

## ～大阪府下にお住まいの方へ～

現在、大阪府下にお住まいの方については「小児ぜん息等医療費助成制度」以外の医療費助成制度に該当していればレセプトに記載されるようになっていきます。そのため小児ぜん息等医療費助成を受けている方のみ当共済組合にご連絡ください。

## ● どうやって共済組合に連絡したらいいの？ ●

「医療費助成制度の医療証」のコピーをとり、その余白に組合員の職員番号と氏名を記入して、当共済組合に送付してください。

また、医療証の内容に変更があった場合や、引越し等でお住まいの市町村が変わられた場合も、その都度、当共済組合にご連絡ください。

医療費助成制度の情報を登録させていただいた方には、医療証の期限が切れる時期に、当共済組合から医療証の更新状況について照会文書を送付しますので、ご回答をお願いします。

# 組合員証等の裏面の様式を変更します！

臓器の移植に関する法律の一部改正に伴い、組合員証等に臓器提供意思表示欄を設けるよう裏面様式が変更されました。

当共済組合におきましても、組合員証・被扶養者証（以下「証」という。）の裏面様式を変更し、臓器提供に関する意思表示欄を設けることとしました。

次のとおり証の様式を変更しますので、ご案内します。

## 変更内容

証の裏面に臓器提供に関する意思表示欄を設けます。（下図参照）

## 変更方法

既存の証の裏面に、臓器提供に関する意思表示を記入できるシールを貼付して対応するものとします。

## 変更対象者

平成23年7月1日以降に新規交付・再交付する証については、交付の際に臓器提供に関する意思表示シール付きのリーフレットをお渡ししますので、ご自身で証の裏面に貼付してください。

また、個人情報保護シールも同時にお渡ししますので、臓器提供に関する意思表示を自署した欄の上に貼付することで、意思表示内容が見えないようにすることができます。

なお、平成23年6月30日以前に証の交付を受けた方で、シールの貼付を希望する方については、各所属所（市長部局にあつては総務事務センター）に連絡してください。

## 変更対象となる証

今回変更となるのは、新規または再交付する組合員証と被扶養者証のみです。高齢受給者証・限度額適用認定証等の他の証は対象となりませんのでご注意ください。

## シール貼付イメージ【見本】

注意事項

- この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保管してください。
- この証では、公務上の傷病又は通勤による傷病については、診療を受けられません。
- 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。
- 組合員の資格がなくなったとき、その被扶養者でなくなったとき又は有効期限に達したとき等は、速滞なくこの証を組合に返してください。
- 不正にこの証を使用したものは、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- この証の記載事項に変更があった場合には、速滞なく組合に提出して訂正を受けてください。

住所

※このカードの素材は地球環境に配慮した非塩ビ材を使用しております。



■臓器提供意思表示シール(1人分) 自分の意思に合うシールをほかがしてください。

① 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。  
 <脳死・心臓が停止した死後についてはいずれも選択可能。臓器・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球>  
 特記事項 \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_  
 氏名(姓) \_\_\_\_\_ (組合年号) \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_

② 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。  
 <脳死・心臓が停止した死後についてはいずれも選択可能。臓器・肝臓・腎臓>  
 特記事項 \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_  
 氏名(姓) \_\_\_\_\_ (組合年号) \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_

③ 私は、臓器を提供しません。  
 氏名(姓) \_\_\_\_\_ (組合年号) \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_



## 組合員証・被扶養者証の使用に関する注意事項

- 証の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管してください。
- 公務上の傷病又は通勤による傷病については、証を使用して診療を受けることができません。
- 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ず証を（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は証に高齢受給者証を添えて）窓口で渡してください。
- 組合員の資格を喪失したとき、又は被扶養者がその要件を欠くに至ったときは、遅滞なく証を各所属所を通じて、当共済組合に返納してください。
- 不正に証を使用した場合は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。
- 証の記載事項に変更があったときは、遅滞なく各所属所を通じ、当共済組合に提出して訂正を受けてください。

## 臓器提供意思表示に関する注意事項

- 臓器提供の意思表示シールについては、臓器提供の意思表示の方法・機会の拡大を図ることを目的としています。
- 臓器提供の意思表示については任意であり、義務付けられているものではありません。また、臓器提供の意思表示の有無により、受けられる医療の内容に違いが生じることはありません。
- 臓器提供に関する意思を表示する場合は、次の点に留意するほか、お渡しするリーフレットをご覧ください。
  - ・特記欄については、親族への優先提供の意思表示等がある場合に記載してください。

※詳しくは、社団法人日本臓器移植ネットワークのホームページをご覧ください。

## 保険診療で整骨院にかかるとき

柔道整復師（整骨院、接骨院等）に、保険適用でかかることができる傷病には次のとおり範囲があります。肩こりや日常生活の疲れなど、保険適用外の症状で施術を受けることはありませんか？保険適用外の施術を受けると、治療費の全額を負担する必要がありますので、ご注意ください。

### ★整骨院等で保険適用となるのは、次のような症状です。

- 急性、亜急性で外傷性の捻挫、打撲、挫傷
- 医師が治療の同意をした脱臼、骨折（応急手当の場合を除く）

### ★次のような場合は保険適用となりません。

- 日常生活による疲れや肩こり、スポーツなどによる筋肉疲労や筋肉痛の場合
- 打撲、捻挫、挫傷で同一部位の治療を外科、内科、整形外科等で受けながら、同時に整骨院等にもかかっている場合
- 打撲、捻挫が治った後の漫然とした施術、マッサージ代わりの利用の場合
- 特に症状の改善がみられない長期にわたる漫然とした施術の場合
- 仕事上や通勤途上におきた負傷の場合

### ★医療費支給の適正化にご協力を!★

当共済組合では、治療内容の確認のため、整骨院等で受診されたみなさんに照会文書を送付しています。（照会文書の発送には、一定の基準を設けており、整骨院等にかかった方全員に送付しているわけではありません。）みなさんからいただいた回答は、整骨院等から当共済組合へ送付される請求書の内容確認のために利用しています。適正に医療費を支給するため、照会文書の回答にご協力をよろしくお願い致します。

なお、平成23年度については、照会文書の送付を、当共済組合が内容を把握したうえで、次の業者に委託しています。

### 委託先

株式会社オークス

問合せ先：おからだ相談室 TEL：03-5302-1035

# インターネットを利用した年金見込額等の閲覧について

組合員及び元組合員の方（60歳以上の方、退職共済年金の年金受給権者を除く）は、ご自宅のパソコン等からインターネットを利用して、ご自身の公務員共済年金期間、給料及び期末手当等の記録、将来の退職共済年金の見込額等をご覧いただくことができます。

ご利用にあたっては、「地共済年金情報Webサイト」にアクセスし、事前にID・パスワードの取得をしていただく必要があります。

ご利用を希望される方は、次の要領により手続きを行ってください。

なお、退職時に当共済組合より年金額の試算書を送付いたしませんので、退職予定で年金見込額等の確認を希望される方は、早めにご手続きを行ってください。（手続きが完了するまでに1～2ヶ月程度かかります。）

## Webサイトにアクセスする前に

職員番号及び基礎年金番号をご確認ください。

## Webサイトにアクセスする

### 「地共済年金情報Webサイト」

[https://www.chikyonenkin.jp/hp\\_Ippan/pensionInfo/](https://www.chikyonenkin.jp/hp_Ippan/pensionInfo/)

## パスワードを取得する

「はじめてご利用される方（ご利用申込みはこちら）」をクリックし、画面の指示に従い、ID・パスワード取得申請を行ってください。概ね1～2ヶ月程度でユーザーID・パスワード通知書がご指定の住所に郵送されます。

※すでにID・パスワードを取得されている方は、「既にユーザーIDをお持ちの方（ログインはこちら）」をクリックし、画面の指示に従い、年金見込額等をご覧ください。

## ID・パスワード通知書が届いたら

再度、「地共済年金情報Webサイト」へアクセスし、「既にユーザーIDをお持ちの方（ログインはこちら）」をクリックし、画面の指示に従い、年金見込額等をご覧ください。

## ■ご注意点■

- ・ユーザーID・パスワードは、申請時に入力していただいた情報と当共済組合の保有情報が一致した場合のみ発行します。
- ・「地共済年金情報Webサイト」の利用可能時間は6時から24時です。
- ・基礎年金番号が当共済組合に登録されていない方や氏名変更・住所変更の届出を行っていない方は、本サービスを利用できない場合があります。該当される場合は、当共済組合までご連絡ください。
- ・職員番号及び基礎年金番号が変更となった場合や組合員の方が退職した場合、ユーザーID・パスワードは失効となりますので、再度、ユーザーID・パスワードの申請手続きを行っていただく必要があります。

# 特例による退職共済年金の支給について

特例による退職共済年金は、次の「受給資格期間」と「支給開始年齢」の両方を満たした場合に支給されます。

## ◆ 1 受給資格期間 ◆

次のどちらかに該当する必要があります。

- ① 共済組合の組合員期間が25年(※)以上
- ② 共済組合の組合員期間(1年以上)と厚生年金保険等や国民年金の加入期間の合計が25年(※)以上

※ 国民年金の加入期間を含まない場合は、生年月日に応じ、表1の年数になります。

表1 受給資格期間の特例

生 年 月 日	年数
昭和27年4月1日以前	20年
昭和27年4月2日～28年4月1日	21年
昭和28年4月2日～29年4月1日	22年
昭和29年4月2日～30年4月1日	23年
昭和30年4月2日～31年4月1日	24年
昭和31年4月2日以後	25年

## ◆ 2 支給開始年齢 ◆

支給開始年齢については、表2の給料比例部分支給開始年齢から共済年金（給料比例部分）が支給され、満額支給開始年齢から、共済年金（定額部分）もしくは老齢基礎年金が加算されます。

ただし、昭和36年4月1日以前生まれの人で、障害等級3級以上の障害の状態にある人または組合員期間が44年以上ある人については、表2の給料比例部分支給開始年齢から共済年金（定額部分）が加算されます（障害特例または長期特例）。

65歳から支給される老齢基礎年金については、退職共済年金とは別に日本年金機構から支給されます。この老齢基礎年金については、60歳以降、請求により将来受給する年金額を減額したうえで繰上げて受給できる制度があります。

### <繰上げするうえでの主な注意点>

- ※1 繰上げ請求した場合は、その後取り消すことができません。また、一度決められた減額率は一生涯変更できません。
- ※2 繰上げ請求した後は、事後重症等による障害基礎（共済）年金の裁定請求及び障害特例または長期特例の措置を受けることができなくなります。

表2 退職共済年金の支給開始年齢

生 年 月 日	給料比例部分 支給開始年齢	満 額 支 給 開 始 年 齢	退 職 共 済 年 金 の イ メ ー ジ 図
昭20.4.2～22.4.1	60歳	63歳	
昭22.4.2～24.4.1	60歳	64歳	
昭24.4.2～28.4.1	60歳	65歳	
昭28.4.2～30.4.1	61歳	65歳	
昭30.4.2～32.4.1	62歳	65歳	
昭32.4.2～34.4.1	63歳	65歳	
昭34.4.2～36.4.1	64歳	65歳	
昭36.4.2～	65歳	65歳	

共済年金(給料比例部分)
  本来の退職共済年金
  共済年金(定額部分)
  老齢基礎年金

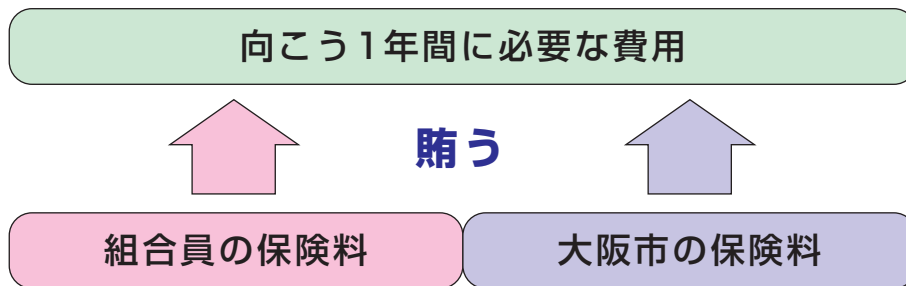
※ なお特定消防職員の方は、上記表の生年月日より6年遅れのスケジュールとなります。

# 《短期給付財政安定化計画》 を策定しました。

**重要**

共済組合制度において、**「短期給付」**とは一口に言うと**「健康保険制度」**を意味します。  
短期給付に要する費用については、毎年、向こう1年間の支出を賄えるだけの収入財源を確保できるよう保険料率を設定します。

この保険料率を、組合員（被保険者）である皆さん（職員）と事業主である大阪市が半分ずつ負担しています。



しかしながら、当共済組合では、ここ数年来、医療に要する費用と高齢者医療に要する費用の高騰により、「向こう1年間に必要な費用」が増加の一途をたどっており、結果として保険料率を引き上げざるを得ない状況となっています。

## 3カ年における保険料率の推移（期末手当等に係る保険料率）

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
保 険 料 率	80/1000	88/1000	98/1000

※ 毎月の給料額（本給）にかかる保険料率は、上記の値にそれぞれ「1.25」を乗じたものとなります。

この「保険料率が上昇する」ということは、組合員皆さんの給料や期末手当の額から共済掛金（短期）として支払っていただく掛金額が増えてしまうことを意味します。

そこで、当共済組合の現状を精査分析し、医療費や拠出金等の支出を抑えるためにはどういった点に着目すべきか、また、今後どういう目標を持って事業を実施していくべきかといった、当共済組合自身が「保険者」としてのビジョンを持つことが重要であることから、このたび、**『短期給付財政安定化計画』**を策定しました。



その概要について、組合員・被扶養者の皆さんにご紹介します。

### 大阪市職員共済組合における 短期給付の特徴 ①

- ・ 受診率や一人当たりの医療費が他の地方公務員共済組合**平均の1.5倍**
- ・ 高血圧、糖尿病など「生活習慣病」関連の医療費が高い。
- ・ 柔道整復師（整骨院・接骨院、はり等含む）の組合員一人当たり施術金額が高い。**（札幌市の5倍以上）**

etc.



### 大阪市職員共済組合における 短期給付の特徴 ②

- ・ 組合員一人当たりの被扶養者数が他の共済組合に比べて多い。  
**（当組合1.39、他共済平均1.10）**
- ・ 高齢者医療制度を支えるために当組合が負担する分担金（各種拠出金）の額が非常に高い。  
**（年総額100億円以上！）**

**→予算の約半分）**

etc.



## 今後、当共済組合が取り組むべき事業（一部実施済み）

- ・ 医療機関等からの診療報酬明細書の内容点検を更に強化する。
- ・ 同一傷病にもかかわらず、複数の医療機関で受診するといった「重複受診」等の抑制について、肉体に与えるデメリット等を含め、従来以上の周知を行う。
- ・ 柔道整復師等の施術にかかる「療養費」について、内容審査の強化や受診した皆さんに照会文書を送付する（施術者からの水増し請求を排除）など、適正化について、より一層の周知を行う。
- ・ 後発（ジェネリック）医薬品の利用促進に係る個別通知の実施
- ・ 若年層（30歳代）への生活習慣病の早期改善に向けた事業の実施
- ・ 別居の場合の扶養認定における扶養実態の客観的資料に基づく事実確認の実施

以上のように、当共済組合の問題点を踏まえ策定した財政安定化計画によって定めた取り組みの主なものを記載しました。

しかしながら、何より大切なのは組合員である私たち一人一人の自覚です。早期治療が重要であることは言うまでもありませんが、被扶養者である家族も含め今一度、治療の効果が得られないのに漫然とした通院（通所）をしていないか、また、ジェネリック医薬品への変更を検討する、各種検診を受けてみる、アルコール摂取の機会や量を減らすなど、健康に留意しながら、少しでも掛金を上げないために自分たちに何ができるのかを一緒に考えませんか。

# 大阪市職員共済組合組合会議員名簿

平成23年4月25日現在

	役名	氏名	所属
任	理事長	村上 龍一	総務局
	理事長 職務代理者	益 英之	交通局
命	理事	黒住 兼久	総務局
	〃	木村 猛	水道局
議	監事	野田 誠	病院局
		平松 直樹	総務局
員		宝田 啓行	環境局
		岡田 俊樹	消防局
		半野田 孝郎	西区役所
		荻野 哲男	教育委員会事務局
互	理事	上谷 高正	環境局
	〃	中村 義男	交通局
選	〃	三戸 一宏	水道局
	〃	比嘉 一郎	西成区役所
議	監事	田中 浩二	淀川区役所
		宮崎 正	経済局
員		吉田 隆一	環境局
		中原 康夫	環境局
		高畠 良彦	消防局
		藤村 信孝	交通局
	学識経験監事	谷川 昌司	

任期(議員) 平成22年12月1日～平成24年11月30日(2年間)

任期(学識経験監事) 平成22年12月27日～平成24年12月26日(2年間)

昨夏は連日うだるような暑さが続き、熱中症になる人が多数出ました。

熱中症は気温などの環境条件だけでなく、その人の体調や暑さに対する慣れなどが影響して起こります。また、急に暑くなった日や久しぶりに暑い環境で活動した時に体温調整がうまくいかず、熱中症で倒れる人が多くなっています。

熱中症予防のためには、汗で失った水分や塩分を適切に補給することと、休息を確保することが大切です。



### 水分補給のポイント

- 人間は軽い脱水状態のときにはのどの渇きを感じません。そこで、のどが渇く前あるいは暑いところに入る前から水分を補給しておくことが大切です。
- 運動を開始する前に水分を摂ることも必要です。体調不良、睡眠不足、二日酔い等のときには、特に熱中症になりやすいため、十分に注意しましょう。
- アルコールは尿の量を増やし体内の水分を排泄させてしまうため、摂取した量以上の水分が尿で失われてしまいます。ビールなどで水分を補給しようとするのは誤りです。
- スポーツ活動などで汗をかいた場合、汗で失われた水分と塩分を補給する必要があります。0.1～0.2%の塩分と糖分を含んだものが有効です。

※0.1～0.2%の塩分とは、市販の飲料の成分表示では、ナトリウムが40～80mg（100ml中）と表示されています。（表1参照）

◎スポーツ飲料は水分補給・栄養補給などに効果的ですが、糖分が多く含まれているものもあり、飲みすぎると太る原因になりますので注意しましょう。

表1 市販のスポーツ飲料 100ml 当り成分例

	エネルギー	炭水化物	ナトリウム	マグネシウム	カルシウム	カリウム
飲料A	19kcal	4.7g	34mg	1.2mg	—	8.0mg
飲料B	27kcal	6.7g	49mg	0.6mg	2.0mg	20.0mg
飲料C	9kcal	2.0g	55mg	0.6mg	1.3mg	5.2mg



大阪市職員共済組合員の皆さまへ

住友信託銀行の住宅ローン

# 住宅ローンなら、繰上返済なら、すみしん!

全期間  
金利引下げ  
一定型

「全期間金利引下げ一定型」  
「当初期間金利引下げ重視型」  
をお選びいただけます。  
店頭表示金利についてはお問い合わせください。

当初期間  
金利引下げ  
重視型

お借入時点の  
店頭表示金利から

他行からのお借換の方も  
ご利用いただけます

お借入時点の  
店頭表示金利から

年▲**1.60%**

固定プラン および 変動プランを  
ご用意しております。

年▲**2.45%**

固定プラン特約20年\*・30年\*  
※金利引下げは当初固定期間  
のみとなります。  
その他の特約期間もご用意  
しております。

▼ 以下[適用条件]を必ずご覧ください。

[適用条件] ※詳しくは窓口までお問い合わせください  団体信用生命保険料無料(保険料当社負担)  「元本均等返済」もご利用可能

以下条件の全てを満たす方が対象です。

1. 平成23年4月1日から平成23年9月30日までに当社にローン仮審査のお申込みをされ、平成25年4月30日までにお借入れされた方
2. 対象となる住宅ローンを新規にご利用される方
3. 住友信託ダイレクトに加入されている方またはローン契約時までに入会された方 (住友信託ダイレクト…入会金・年会費無料)
4. 住友信託ビジネスアドバンテージ(特定職域サービス) ※に加入されている方またはローン契約時までに入会された方

※住友信託ビジネスアドバンテージ(特定職域サービス)は、入会金・年会費無料でご利用いただけるお得な福利厚生サービスです。住友信託ビジネスアドバンテージにご加入いただけない場合は、全期間金利引下げ一定型は年1.55%、当初期間金利引下げ重視型の固定プラン特約20年・30年は年2.40%、お借入時点の店頭表示金利から引下げとなります。当初期間金利引下げ重視型2~15年の残期間金利の年1.20%の引下げとなります。詳しくは、窓口にお問い合わせください。

【お申込み】から  
【お借入】まで

ご購入物件決定  
お借換決定

ローンお申込み  
(申込書類一式ご提出)

ローン申込審査  
(ご融資決定)

ローンご契約  
(契約書一式ご調印)

ローンお借入  
(お借入金ご入金)

お借入日の  
金利が適用  
されます

●お借入金額：1億円以内 ●お借入期間：最長 35 年(ただし、お借換の場合は、35 年以内かつ対象住宅ローン残存期間内) ●担保：ご融資対象物件 ●保証：住信保証(株) ●保証取扱手数料：31,500 円(税込) ●保証料：保証会社への保証料が必要です。保証料はお借入時に全額を一括してお支払いいただく方法(一括前払い方式。例：期間 20 年で 1,000 万円お借入いただき、元利均等返済をご選択の場合 148,263 円。期間 20 年で 1,000 万円お借入いただき、元本均等返済をご選択の場合 122,652 円)、または銀行が保証会社へ支払う方法(金利上乗せ方式)をご選択いただけます。金利上乗せ方式をご選択された場合には一括前払い方式に比べてご融資利率が年 0.2% 高くなります ●変動プランをご選択いただいた場合、お借入利率は短期プライムレートに連動し、原則 6 か月ごとに変動します ●お申込みに際し、所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、ご了承ください ●団体信用生命保険にご加入いただけます(保険料は当社負担) ●当社本支店営業エリア外のお客さまには、お取扱いを見合わせていただきます ●詳しい内容につきましては、店頭にて説明書をご用意しております ●店頭もしくはホームページで具体的な返済額の試算ができます ●繰上返済(一部・全部)を行う際は、当社所定の手数料(一部繰上返済手数料：変動プランの場合 5,250 円、上限プラン・固定プランの場合 21,000 円。《「自動返済」・インターネットバンクサービスで「自由返済」をご利用いただく場合は無料です。》全額繰上返済手数料：変動プランの場合借入当初 7 年以内は 5,250 円・7 年超は無料、上限プラン・固定プランの場合 31,500 円《いずれも税込》が必要となる場合がございます。保証料を「一括前払い方式」でお支払いいただいているご契約は、別途保証会社への保証料返戻事務取扱手数料(一部繰上返済：5,250 円、《「自動返済」・「自由返済」をご利用いただく場合は無料です。》全額繰上返済：10,500 円《いずれも税込》)が返戻保証料から差引かれます

【ご注意】特約期間終了後、再度、その時点の当社所定の固定プラン(もしくは上限プラン)の金利により特約期間を設定することができます。その際には当社所定の手数料(5,250 円《税込》)が必要となる場合がございます(インターネットバンクサービスで金利プラン切替をする場合は無料です)。なお、再設定のお申出がない場合には、変動プランに切替となります。固定特約期間終了時において金利が上昇している場合、同一期間の特約を再設定されても、返済額が増える可能性があります。あらかじめご注意ください

※既に当社でお借入いただいているご契約については、本金利の適用はできませんのでご了承ください。また、当社ローンのお借換にはご利用いただけませんのでご了承ください。※金融情勢等により適用金利や商品内容を変更する場合がございます。

## 住友信託銀行

本店住宅ローンセンター/担当：池田、森、中川  
TEL: 0120-303-730/06-6220-2594 E-mail: hon@sumitomotrust.co.jp  
[受付時間] 月～金曜日 9:00～17:00  
(祝日および12/31～1/3はご利用いただけません)

020-11-002

# 中央三井の住宅ローン

◆記載の店頭表示金利、および金利の引き下げ幅は、原則、毎月1日に見直しいたします。  
◆実際のお借入れ金利はお借入れ実行日現在の適用金利となり、記載の金利と異なる場合がありますのでご注意ください。

## 固定金利指定型 全期間一律引下プラン (平成23年5月にお借入れの場合)

金利の引き下げには条件がございます。下記【引下条件】をご参照ください。

お借入れの全期間  
店頭表示金利から **年▲1.3% ~ 年▲1.7%!!**  
金利の引き下げ幅は、当社所定の審査結果に基づき決定いたします。

変動金利コース **引き下げ後適用金利 年0.775% ~ 年1.175%** (店頭表示金利 年2.475%)

※上記以外にも金利コースをご用意しております。詳しくは窓口までお問い合わせください。

### 【引下条件】

平成23年4月1日(金)~平成23年9月30日(金)までに当社がお借入れ申込の受付を行い、かつ平成25年4月30日(火)までにお借入れいただいたお客さまのうち、次のいずれかに該当する場合に、固定金利指定型・全期間一律引下プランの金利を引き下げいたします(詳細につきましては窓口までお問い合わせください)。  
1.以下の①~⑥のいずれかに該当し、かつ原則としてお借入れまでに中央三井のインターネットバンキング®の利用申込をされる方(詳細につきましては窓口までお問い合わせください) ※入会金・年会費は無料です。  
①お借入れ日時点の定期預金(1年以上)等の取引の合計が200万円以上となる方 ②ベストクオリティ(当社会員制度)会員の方 ③当社が指定している不動産業者からの紹介がある方 ④当社が指定している企業・団体の従業員・社員・構成員・加入会員等の方 ⑤お借換えの方 ⑥当社と提携している企業の会員カードをお持ちの方(提携企業が運営する会員制度の会員カードのうち、当社が指定するカード)  
2.原則としてお借入れまでに、お借入れ金返済口座を給与振込口座に指定される方

◆固定金利指定型は、固定金利期間終了時に変動金利コースへ切替えることも、再び固定金利コースを選択することもできます。変動金利コースはお申し出によりいつでも固定金利コースへ切替えることができます。その際、**お借入れ利率を変更することがあり**、固定金利を選択される場合には取扱手数料5,250円(税込)が必要となります。◆繰上げ返済など返済条件を変更する際は手数料が必要となる場合があります。  
◆このご案内には、女性専用住宅ローン「エグゼリーナ」、二世帯住宅応援ローン「親想い」は含まれません。これらの商品の詳細については、窓口までお問い合わせください。◆ローンのご利用は、当社本・支店所在地近隣にお住まいの方で所定の資格・要件を満たす方に限らせていただきます。◆審査の結果によっては、ご融資できない場合がございますのでご了承ください。◆当社住宅ローンからの借換えにはご利用いただけません。◆返済額の試算については店頭までお問い合わせください。

### 商品概要

●年齢要件:お借入れ時に満20歳以上65歳以下の方 ●お借入れ限度額:最高1億円 ●お借入れ期間:最長35年(最終のご返済は満80歳の誕生日の前日まで) ●担保:お借入れ対象物件 ●保証:中央三井信用保証(株)  
●保証取扱手数料:1件につき31,500円(税込) ●保証料:金利上乗せ方式…お借入れ利率に年0.2%~3.0%上乗せ。一括前払い方式…元利均等返済方式で期間35年の場合お借入れ額1,000万円につき、206,110円~3,092,130円。(お借入れ金額、お借入れ期間、ご返済方法、年収に占めるご返済額の割合等により保証料は異なります。)

## 中央三井の住宅担保型カードローン *α-style*

当社以外で住宅ローンをご利用中の方でもお作りいただける担保の空き枠を活用した有担保カードローンです。  
**資金用途は自由**(ただし、事業性資金は除きます)、しかも、**最高1,000万円**※までご利用可能。

※ご利用可能金額には、担保の空き枠の状況や評価額、その他当社所定のお借入れ条件による制限がございます。

カードローン口座開設日から**約1年間**は下記金利で固定させていただきます!!

# 年1.9%

ご利用に当たっては  
当社所定の審査があります。  
ご希望に沿えない場合もありますので  
あらかじめご了承ください。

### 【ご注意ください】

*α-style* は二段階金利です。  
●一段階目:カードローン口座開設日から同口座開設日の1年後当日以降最初に到来する決算日までは年1.9%の固定金利。  
●二段階目:上記一段階目の終了日(決算日)の翌日以降は短期プライムレート(基準金利) + 年1.625%の変動金利。

### 【商品概要】

●年齢要件:満20歳以上満62歳の誕生日の前日までの方 ●資金用途:自由(ただし、事業性資金を除きます) ●お借入れ限度額:100万円以上1,000万円以内(50万円単位) ●ご利用期間:原則3年毎の自動更新  
●担保:有担保(ご自宅[所有権あり]) ●保証:中央三井信用保証(株) ●お借入れ利率:カードローン口座開設日から同口座開設日の1年後当日以降最初に到来する決算日まで(一段階目)は固定金利(年1.9%で固定)、一段階目の終了日(決算日)の翌日以降(二段階目)は変動金利(短期プライムレート[基準金利]+年1.625%)。●利息の計算方法:貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2.5.8.11月の当社所定の日に、当社所定の方法により計算のうえ、お借入れ残高に組み入れさせていただきます。  
\*根拠当権設定のための登記費用が必要となります。\*二段階目の変動金利における基準金利は毎年2.5.8.11月の決算日現在のものを、翌営業日以降次回決算日まで適用いたします。従いまして二段階目(変動金利)以降はお借入れ期間中に金利が変わることもあります。\*ローンをご利用いただける方は、当社本・支店所在地近隣にお住まいの方で所定の資格・要件を満たす方に限らせていただきます。(平成23年5月1日現在)

**資金用途は自由** (ただし、事業性資金は除きます)  
さまざまな資金ニーズにお応えします。

さまざまなライフイベントに…



**Do you have the α?**

インターネットからも借入仮審査をお申し込みいただけます。

<http://www.chuomitsui.co.jp>

ローン商品の詳しい内容については、店頭にて説明書をご用意しております。詳しくは窓口までお問い合わせください。

(平成23年5月1日現在)



中央三井信託銀行  
<http://www.chuomitsui.co.jp>

大阪支店 TEL.06-6233-3519

〒541-0041 大阪市中央区北浜2-2-21 北浜1丁目交差点西(京阪電車連絡通路24号階段上る)

## 大阪市職員共済組合員の皆様へ

# 本屋さんにはない本、お届けします。



パナホームでは、ライフスタイルにあった住まいづくりから資産活用、建て替え、リフォームまで多彩なオリジナル資料をご用意。皆様の夢の実現にどうぞお役立てください。

### 1

こだわり設計の自由空間で上質にくらすカサート



新商品

業界最小の15cmきざみで敷地に対応できるサブモジュールを採用した新構法が、これまでにない自由な空間、上質な暮らしを描きあげる。CASA(家)とART(芸術、技術)が融合した住まいです。

### 2

いつまでも家族が心地よくくらすNEWエルソラーナ



新商品

愛着を育む総タイル張りの外観や家族が自然に集まってくるリビングなど、家族の未来をみつめながらエコにもつながっていくアイデアが満載。進化した家事楽仕様や先読み設計も魅力です。

### 3

都市のなかで自由に上質にくらす3階建カサート



新商品

法規制の厳しい都市部での狭小地にも新構法で対応。タテ、ヨコ、斜めに15cmきざみで空間を広げられるので、敷地を可能な限り広く活用できます。美しい外観デザインや光と風を感じる空間設計なども魅力。

### 4

高性能・高品質で価値ある賃貸住宅エルメゾン フィカーサ



新商品

末長く資産価値を保ち、人と地球の未来のためにさまざまな環境配慮を施したエコアイデア満載の集合住宅。土地オーナーさまにも、入居者にも高い満足度をお届けする品質と仕様を備えています。

### 5 パナホーム実例集「ご新居&リフォーム」



108ページ

パナホームのご新居実例27件とリフォーム実例10件、インテリア実例12件を一冊にまとめた最新実例コレクションです。

### 6 収納読本



ライフステージの変化に対応する収納のご提案とあわせて、アイデアいっぱいの役立つ実例を多数ご紹介した充実の一冊です。

### 7 建て替え上手になる本



くらしをより便利で快適にする設計ポイントや建て替え実例を掲載した一冊です。

### 8 二世帯同居の本



親・子・孫それぞれの自立と交流を育む、理想の同居のあり方をご提案します。

### 9 資金と税金の本



有利な資金計画の立て方や税金対策をご案内。かしこい家づくりの必読書です。

### 10 パナホームでリフォーム「家まるごと大変身」



パナホームのリフォーム「家まるごと大変身」がわかる一冊。ご満足8つの理由や実例、スケジュールもご紹介しています。

### 11 リフォーム実例BOOK



56実例

くらしのテーマ別&部位別の56実例を一挙公開。夢に応える、納得のいくリフォームのヒントやコツが満載の一冊です。

#### 大阪市職員共済組合 第67号 資料請求券

官製ハガキに貼って下記資料請求先までご送付ください。

フリガナ		
お名前	( 歳)	
ご住所		
ご連絡先	☎ ( )	-
ご希望のカタログ番号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (3点まで)

あなたと夢を、ごいっしょに。

**PanaHome**

●資料請求先

**パナホーム株式会社 法人営業部 ☎06-6834-3867** 担当：木村

〒560-8543 大阪府豊中市新千里西町1丁目1番4号

e-mail: m-kimura@nj.panahome.co.jp

安心・安全な、災害に強くエコロジーな住まいづくりを応援します。

# 7/23(土) 住宅相談会

10:30 ▶ 16:30 (最終受付: 16:00)

会場 / 大阪産業創造館 4F イベントホール

空クジなし  
プレゼント  
抽選会

特賞 **スイカ**(1玉)  
...7組様

もしものときに、大切なご家族の生命と財産を守る家づくりのご相談を承ります。また、災害後に必要なライフラインを確保する、住宅設備のご提案などもお気軽にご相談ください。

優待割引  
あり

## 相談会 内容

「防災やエコロジーな住まいづくりに役立つ本」を進呈いたします。

### ハウジングコーナー

11社

協定ハウスメーカーが、皆様の新築・建替のご相談にお答えします。カタログや資料も多数ご用意しております。お気軽にご相談ください。

### 物件情報コーナー

18社

大阪府下を中心とした、宅地・分譲地・マンションなどの物件情報を多数ラインナップ! 経験豊富なスタッフが、お客様にぴったりの物件をお探しします。

### リフォームコーナー

6社

屋根や外壁のメンテナンス、水回りのリフォームや大規模な増改築まで、あらゆるご相談にお答えします。お見積は無料です。

### 資金計画相談コーナー

協力: 住宅金融支援機構・三菱東京UFJ銀行

各種住宅ローンの上手な借り方や、現在の年収・貯蓄などでいくらの住まいを購入可能かなど、専門家がお答えします。



## ご来場プレゼント

先着30組様に  
**防災グッズ**を  
セットにして、いずれか1つ  
プレゼントいたします。

【セット内容例】カセットコンロ+小鍋  
セット、非常食お試しセット など  
※アンケートにご記入いただいた方に  
限ります。

※画像はイメージです。

## 会場ご案内図



地下鉄堺筋線「堺筋本町」駅 12号出口より徒歩約5分  
地下鉄中央線「堺筋本町」駅 2号出口より徒歩約5分  
※地下駐車場(有料)あり。

● ▲ ● ▲ お子様連れの方もOK! キッズコーナーも充実! ▲ ●

主催: 大阪市職員共済組合住宅等あっせん事業協定会社

問い合わせ: tel. ☎0120-066-552 相談会運営事務局(野村不動産(株)内) 担当: 泉



## 天神祭

951年に始まったと伝えられる天神祭。社頭の浜から神鉾を流し、その漂着した地を斎場と定めて、神様をお迎えする神事「鉾流神事」からスタートする天神祭。この神様の到来を奉祝するのが「天神祭」と伝えられています。まず、24日午後4時から行われる陸渡御。時代装束を身にまとった総勢約3000名の人々が、天満宮から大川まで巡行します。そして、夕刻6時ごろから一行は船に乗り込み船渡御がスタートします。写真は、船渡御に参加している人形講の船です。世の変遷に伴い、祭りの意味合い、巡航の経路なども変わってきておりますが、元気印の大阪の象徴、暑い夏を乗り越えるパワーの源であることは、いつの時代も変わりはありません。

**7月24日** 鉾流神事 催太鼓・獅子舞 巡行 宮入  
どんどこ船宮入 神鉾奉還

**7月25日** 陸渡御 巡行  
船渡御 巡行  
還御祭

共済組合だより第67号  
平成23年6月発行

### 大阪市職員共済組合

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20  
(大阪市役所内)

電話：年金給付係  
(年金関係) 6208-7547～9  
医療給付係  
(健康保険・扶養認定) 6208-7591～4  
庶務係  
(組合員資格等) 6208-7541～2  
(掛金等) 6208-7581～2  
(住宅貸付等) 6208-7596  
(検診等) 6208-7597

URL：<http://www.city-osaka-kyosai.or.jp/>